様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年8月7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　めいくはうす  一般事業主の氏名又は名称 　　Make House 株式会社  （ふりがな）　　まき　けんいち  （法人の場合）代表者の氏名　　眞木　健一  住所　〒150-0013 東京都港区赤坂八丁目5番40号　ペガサス青山250  法人番号　6010001178556  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | Make HouseのＤＸ | | 公表日 | ２０２5年 ８月 １日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ　「Make HouseのＤＸ」（<https://makehouse.co.jp/wp-content/uploads/2025/08/7174e7e8c0739d9df0186a463c9c041a.pdf>）　01ページ「当社経営の⽅向性」にて公開 | | 記載内容抜粋 | 昨今の建設業界では就労人口の減少や働き方の多様化により、数多くの課題に直面しています。労働集約型であるため、生産性および効率性の向上が特に求められています。これらの変化に対応し、課題に対処するため、当社はデジタル技術とデータ活用により、新たなビジネス価値を創出し、全ての関係者に価値を提供することを目指します。  1.お客様のビジネス成長を全力で支援するため、これまで培った現場理解と技術を活かし、業界と顧客ニーズに柔軟に対応し、最適なソリューションを提供します。  2.労働生産性の向上と従業員のエンゲージメント強化のため、積極的に社内の組織変革に取り組んでいます。  このように、私たちは、お客様の現場に寄り添い、お客様にとって本当に価値あるソリューションを提供してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会にて承認を得て公開されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | Make HouseのＤＸ | | 公表日 | ２０２5年 ８月 １日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ　「Make HouseのＤＸ」（<https://makehouse.co.jp/wp-content/uploads/2025/08/7174e7e8c0739d9df0186a463c9c041a.pdf>）　の02ページ「DX戦略⾻⼦」にて公開 | | 記載内容抜粋 | １.【社会へのお役立ち（ＤＸ貢献）】  ・Make Houseの現場知見と創業来培ったデジタル技術で、お客様を作業からカイホウします。  ・BIM（Building Information Modeling）を活用した営業ツールや設計ツールを提供することで、工務店様の営業や設計にかかっていたコストを大幅に削減  ２.【事業DX】  ・データを活用し、顧客を知ることで、顧客接点強化  ・顧客情報の一元管理し、社内で共有することと、AI×データで顧客のニーズや行動パターンを把握し、よりパーソナライズされたサービスを提供します  3.【社内DX】  ･クラウドを利用しデータを基軸に情報共有による業務改革、事業推進  ･クラウドおよびデジタル技術の活用による業務の効率化と競争力の強化を図り、持続可能な成長を実現することを目指します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会にて承認を得て公開されています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ　「Make HouseのＤＸ」（<https://makehouse.co.jp/wp-content/uploads/2025/08/7174e7e8c0739d9df0186a463c9c041a.pdf>）　：  03ページ「DX推進体制」にて公開 | | 記載内容抜粋 | 1. 代表取締役直下にDX担当役員を任命  2. DX推進は営業部、設計部の事業部門、スタッフ部門が組織横断型で実施  3.人材育成は人材類型を明示した上で、キャリア・育成プランの策定、自主的な勉強会、資格取得支援等の各種施策を推進 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ　「Make HouseのＤＸ」（<https://makehouse.co.jp/wp-content/uploads/2025/08/7174e7e8c0739d9df0186a463c9c041a.pdf>）　：  04ページ「DX基盤整備」にて公開 | | 記載内容抜粋 | １．顧客管理のシステムの導入  　顧客情報を管理し共有するためのCRMシステムを導入しております  ２．設計活動におけるAIツールの導入  　設計作業においてはBIM用いた設計作業にAIを導入することで設計情報の生産性を高めていきます  ３．グループウェアSlackの運用定着  　クラウド型のグループウェアでの社内の文書の一元管理や、社内チャットやSNSを使ったタイムリーな情報共有に積極的に取り組んでいます |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | Make HouseのＤＸ | | 公表日 | ２０２5年 ８月 １日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ　「Make HouseのＤＸについて」（<https://makehouse.co.jp/wp-content/uploads/2025/08/7174e7e8c0739d9df0186a463c9c041a.pdf>）  05ページ「主な成果指標」にて公開公開 | | 記載内容抜粋 | １．専鋭領域の事業構成比  　当社の強みであるデジタル技術を活かしてお役立ちする注力領域（ＤＸ関連領域）の売上構成比  ２．営業活動および設計活動の効率化指標  　営業部、設計部においての業務削減時間、１件当たりの開始から完了までの平均時間  ３．情報共有割合  　グループウェアの利用率と共有されている案件情報の割合。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２5年 ８月 １日 | | 発信方法 | 当社ホームページ　「Make HouseのＤＸについて」（<https://makehouse.co.jp/wp-content/uploads/2025/08/7174e7e8c0739d9df0186a463c9c041a.pdf>）　の01ページ「当社経営の⽅向性」02ページ「DX戦略⾻⼦」04ページ「DX基盤整備」を実行責任者であり、当社代表である代表取締役名にて発信しています。 | | 発信内容 | ・デジタル技術とデータ活用により新たなビジネス価値を創出し、全ての関係者に価値を提供することを目指す。  ・現場理解と技術を活かし、業界と顧客ニーズに柔軟に対応して最適なソリューションを提供し、お客様のビジネス成長を全力で支援する。  ・労働生産性の向上と従業員エンゲージメント強化のため、積極的に社内の組織変革に取り組む。  ・お客様の現場に寄り添い、本当に価値あるソリューションを提供し続ける。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２5年 ８月 １日 | | 実施内容 | IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「DX推進指標自己診断フォーマット」による自社分析を、当社代表取締役およびＤＸ担当役員が中心となって行い、自己診断を提出しました。結果を提出することで得られるベンチマークシートを利用して、業界の動向やビジネス環境を確認しています。これからも定期的に自社の分析と評価を行い、課題把握に努めます |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２5年 ８月 １日 | | 実施内容 | ＩPA（独立行政法人情報処理推進機構）のSECURITYACTION制度に基づき、二つ星の自己宣言を行っています。また情報セキュリティに対する各種規定を策定し、管理規定のもと運用しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。